

財務論的実体資本維持説

— W・エンドレスの所論を中心にして —

森 田 哲 彌

一 実体資本維持説と利益の分配可能性

資本維持説は、もともと損益計算論として生成したものである。第一次大戦後のドイツにおいて、名目資本維持説の批判として現われた実体資本維持説も購買力資本維持説も、損益計算の基礎としての名目資本概念に代る実体資本概念ないし購買力資本概念の主張として、したがってまた、それらの資本概念に基づく利益概念の主張として、特色づけることができるのである。ゲルトマツハー、マールベルク、シュミット等の諸説において、この点は極めて明らかなるところである。

このような資本維持説の基本的性格は、その後の実体

資本維持説の発展過程においても、原則として保持されてきた。もっとも、そこに若干のニュアンスの違いが現われてきたことも否定できない。例えば、ハックスは、初期の実体資本維持説において資本修正項目とされているものを「実体維持積立金」と称しているし、シュネトラー、ハーゼナック、エックハートなどは、目標とする資本維持を、外部から新資本を導入せずに自力で達成することを主張するのみで、必ずしも、維持すべき資本を損益計算の過程で留保すべきことを強調してはいない。つまり、利益処分段階での積立金の設定を通じて、維持すべき資本を留保してもよいという考え方が、否定されてはいないのである。しかしながら、たとえ利益留保と

いう手続がとられようと、そしてまた、留保された項目が如何なる名称で呼ばれようと、その額が実体資本概念を基準にして計算され、それを如何なる場合にも分配してはならないものであるとする限り、形式的にはともかく、本質的には、維持すべき実体資本を損益計算の過程で留保する従来の実体資本維持説と異なるところはないのである。⁽¹⁾

このような損益計算論としての実体資本維持説においては、期間利益は、期末においてそれを分配しても、期首実体資本（期中の資本払込および引出——利益分配を含む——による実体資本の増減を加減したもの）が維持できる額として規定される。このような意味での分配可能性、これが損益計算論としての実体資本維持説における期間利益概念の特性である。⁽²⁾ 実体資本維持説における期間利益概念は、会計的期間利益概念であり、したがってその性質としての分配可能性は、会計的期間利益概念の枠内での分配可能性である。それは財務的分配可能性とは厳密に区別されるものなのである。

しかしながら、利益の財務的分配可能性の考慮が期間損益計算に全く影響を及ぼしていないとみるのは誤りで

ある。それどころか、かかる考慮は常に期間損益計算上の概念や原則の形成に影響を及ぼしてきたのである。例えば、収益認識基準としての販売基準がそうである。更に当面の問題である実体資本維持説についていえば、名目資本維持説に対立して実体資本維持説が主張されたのは、専ら会計上の利益を財務的分配可能額に一致させようとする意図から出たものであるとすらいふことができるのである。すなわち、名目資本概念に基づく損益計算により留保される資本は、物価の著しい上昇により増大した企業の資本需要を充たすには足りなくなった。かかる資本需要が、利益留保や外部からの新資本の導入などの手段によって容易に充たしうるのであれば、企業にとって特に問題は生じない。しかし、当時の企業をとりまく環境は、かかる手段による資本調達を容易に行ないうる状態にはなかったと想像できる。少なくとも、それには多くの障碍があったようである。そこで、必要な資本を損益計算の過程で留保する手段が考えられ、名目資本概念に代る実体資本概念を基礎とする損益計算の体系、つまり実体資本維持説が主張されるに至ったとみることができるのである。したがって、実体資本維持説は、発

生史的には、企業へ資本需要を損益計算の過程で充足し財務的に分配可能な額を以て期間利益としようとしたものであると考えることができるのである。

ところが、このような財務的要求を損益計算の枠内で充たそうとする限り、そこには、必然的に多くの障碍があった。新しい資本概念は、確かに財務的考慮に基づいて考え出されたものであるとしても、それが損益計算上の資本概念として形成される限り、財務的考慮を反映するにも一定の限界がある。更に、企業の財務的要求はその時々々の企業内外の事情によって変動するものであるから、伝統的な損益計算上の資本概念である固定的資本概念によって、常にその財務的要求を満足することは不可能である。そのようなわけで、実体資本維持説はもともと財務的考慮から出発したものはあるが、それが損益計算論という形をとったために——とらざるを得なかったために——、損益計算論に内在する制約のために、企業の財務的要求を完全には満足するものとなり得ず、むしろ、そのような財務的要求とは一応切り離された、そして実体資本概念という特定の資本概念を基礎とした一つの損益計算の体系として形成されてきたのである。

だが、実体資本維持説がはじめに意図した財務的に分配可能な額の計算の必要性は、依然として消滅したわけではない。そして、その様な方向に向っての研究は、なお続けられている。その一つは、企業の財務的要求、特に企業目標の達成（例えば発展的企業維持）に直結した必要資本を損益計算の過程で留保できるような資本概念を形成しようとする試みである⁽⁸⁾。この場合には、従来の固定的資本概念に代って、変動的（発展的）資本概念がとられることになる。このような資本概念の明確化およびそれに基づく損益計算体系の形成には、幾多の困難が予想されるが、それが従来の実体資本維持説よりも、期間利益を財務的分配可能額により近づけるものであることは明らかである。しかしながら、それが損益計算論として留るかぎり、期間利益が完全に財務的分配可能額と一致するとは考えられない。何故ならば、いかなる資本概念をとるにせよ、すべての財務的要因が損益計算に反映されることはあり得ないからである。これに対して最近、従来の実体資本維持説とは方法を異にするもう一つの興味ある研究が、ワルター・エンドレスによって発表された⁽⁴⁾。彼の見解は実体資本維持の問題を損益計算論

の枠から解放し、財務論的思考を徹底させることによって、財務的に分配可能な額を求めようとする極めて興味深い見解である。そこで、以下、エンドレスの所説によりながら、財務論としての実体資本維持説の概要を紹介し、それが従来の損益計算論としての資本維持説に對してどのような意義をもつものであるかを考えてみたい。

- (1) この点については次の拙稿を参照されたい。「カール・ハックス著経営実体維持論」ビジネス・レビュー・五卷三号、「実体資本維持説の展開」産業経理・二六卷四号・六〇一―六一頁、「資本維持論の性格」実務会計・四卷二号・七六一―七七頁。

(2) 森田稿「期間利益の分配可能性と尺度性」一橋大学研究年報・商学研究4・二二八―二三〇頁参照。

(3) 森田稿「資本維持論」片野松本先生還暦記念論文集刊行会編「現代会計学の基礎理論」昭和四二年所収・五八―五九頁・六二―六三頁・参照。

(4) Walter Endres, Der erzielte und der ausschüttbare Gewinn der Betriebe, Köln und Opladen 1967. 以下の本文中の頁数は、特に断りのない限り本書の頁数を指す。

エンドレスは現在ミュンスター大学の講師である。一九一七年にオーストリーに生まれ、ウィーン商科大学 (Hoch-

schule für Welthandel, Wien) を卒業後、一九四〇年に同大学から商学博士の学位を得た。その後、オーストリーで税理士業務に従事したり、ドイツ連邦政府官庁に勤務したりしていたが、その間、いくつかの学術論文を専門誌に発表していた。一九六六年二月にフランクフルト大学で大学講師資格 (Lehrbefugnis) を得、同年八月に同大学の講師になった。一九六七年一〇月からは、ミュンスター大学の講師をしている。

二 稼得利益と分配可能利益

エンドレスは、企業の期間的結果計算 (Ergebnisrechnung) の目的として、稼得利益 (erzielter Gewinn) の計算と分配可能利益 (ausschüttbarer Gewinn) の計算を挙げる。

稼得利益と分配可能利益とは、エンドレスにおいては全く別々の利益概念である。前者は企業の業績評価の指標としての利益⁽⁶⁾であり、後者は財務的に分配可能な利益である。したがって、分配可能利益のみがわれわれの当面の対象となるのであるが、稼得利益は、分配可能利益の上限としても考えられているので、ここで彼の稼得利益についても簡単にふれておかねばならない。

業績評価の指標となる稼得利益は、どのようなものでなければならぬか。この点に関するエンドレスの検討は、極く簡単なものである。彼は、そのような稼得利益が、いかなる資本概念をとらねばならないか、そして、いかなる利益認識基準が望ましいか、という二点のみを中心に検討し、稼得利益は実現した名目資本利益、貨幣価値変動があるときは実現した実質利益 (realer Gewinn — 貨幣価値変動の影響を修正したもの) であることが最も望ましいとする (一三—二〇頁、一四七頁)。但し、実現という要件は、確実性の考慮にのみよるものであり必ずしも不可欠の要件とは考えていない (一三—一七頁)。彼の研究の中で、業績評価の指標としての稼得利益の問題は、あまり重要な地位を占めるものではないがそれにしても、これだけの規定では、稼得利益の条件としては極めて不十分であるというべきであろう。もっとも、ほかに低価主義は稼得利益の比較性を害するから適用してはならないとか (一九頁)、損益計算の結果たる稼得利益が示しうる業績には限界がある (三頁) と述べられているが、少なくとも、業績評価の障碍となる臨時偶発的損益項目を除くというような条件が示されてよい筈

である。しかし、そのような論述はどこにもない。ひるがえって、稼得利益を、エンドレスが考えるもう一つの機能、すなわち分配可能利益の上限となるという機能から考えてみると、業績評価の障碍となる項目であろうとならうと、区別してはならないことになる。つまり、エンドレスが稼得利益について考えている二つの機能は実は相容れない機能なのである。彼の研究において、稼得利益は分配可能利益との関連においてのみ問題になるのであるから、業績評価に支障となる項目を除かなかつたことは、結果的には正しかったことになる。しかし、それならば、敢て稼得利益の業績評価機能をいはず必要はなかった筈である。

実質利益が分配可能利益の上限となる論拠も直接には示されていないが、業績評価に役立つ稼得利益が実質利益でなければならぬとする説明の中に、それを見出すことができる。すなわち、彼は次のようにいう。「経営に一定の資本を投下した経営所有者にとっては、その資本の価値が維持されている場合にのみ資本が維持されていることになる。投下された資本の価値——これは貨幣の形で投下されようと物の形で投下されようと同一であ

るが——は、専らその購買力にあるのであって、その額面額にあるのではない」(一四七頁)と。これは明らかに、彼が購買力資本概念(実質資本概念)を利益判定の基礎としていることを示している。そして、ここに彼が分配可能利益の上限を実質利益におく理由があるとみることができるのである。なお、彼は、名目資本利益をも実質利益と共に、分配可能利益の上限とするが、これは名目資本維持が社会制度上要求されるためとみるべきであろう。

次は分配可能利益の計算である。これは、計算された稼得利益——実質利益——のうち、どれだけ分配可能かを決定することである。利益分配に参加する者は、出資者だけでなく、国家(税金)、取締役、監査役、従業員など、法律や契約によって定められているものも含まれるが、これらの利益参加者は、一般的にいつて、相矛盾する二つの要求をもっている。すなわち、出来るだけ多く利益を分配しようとする要求と、企業を将来もできるだけよい所得の源泉としておこうとする要求である。「そこで、すべての利益参加者が納得する分配可能利益

の算定の基礎を見出さなければならないのである」(八頁)。

このような分配可能利益の算定の基礎として、エントレスは「経営維持(Erhaltung des Betriebs)」を考へる(八頁・一三七頁)。これは、経営の拡張(Betriebs-erweiterung)ないし経営の相対的維持(relative Erhaltung)と区別される絶対的維持(absolute Erhaltung)である。「経営維持」を何によって判定するかについては、いろいろな尺度が考えられるのであるが、彼は同一の数量的給付能力の維持(Erhaltung der mengenmäßigen Leistungsfähigkeit)を以てその判定基準とする(一一頁・一三七頁)。

何故、分配可能利益の算定の基礎を絶対的経営維持に求め、また、経営維持判定の基準を数量的給付能力維持に求めるかについては、一通りの理由は示されてはいるが(八一—一一頁)、必ずしもわれわれを納得させうる程のものではない。そもそもこの点の研究には、あまり重点がおかれていないのである。というより、彼が絶対的経営維持を、そして数量的給付能力維持を分配可能利益算定の基準としたのは、そうせざるを得なかった一つの

理由があるのである。

彼自身も述べているように、彼の研究の重要な目標の一つは、従来の損益計算論的実体資本維持説に対する批判にある(一一頁)。従来の損益計算論的実体資本維持説では、実体資本概念を基礎とする損益計算——実体計算(Substanzrechnung)——における利益——実体利益(Substanzgewinn)——は、企業の数量的給付能力を損うことなしに分配可能である、といわれている。そこで彼は、このような実体利益が、給付能力維持の観点からみた分配可能利益ではないことを論証し、そのような観点からみた分配可能利益はどのようにして計算されねばならないかを示そうとするのである。ここに、彼が、経営維持を、そして数量的給付能力維持を彼の分配可能利益決定の基準とした最大の理由があるのである。したがって、このような批判を超えた彼自身の分配可能利益論は、経営の相対的維持ないし発展的維持を基礎とする分配可能利益論へと伸展する可能性も含んでいるとみることができるのである。

(5) エンドレスは損益計算(Gewinnrechnung, Gewinn- und Verlustrechnung)あるいは成果計算(Erfolgsre-

chnung)といわずに、結果計算(Ergebnisrechnung)という語を使っている。彼の場合、分配可能利益の計算は、通常の意味での期間損益計算ではないので、損益計算より広い概念として結果計算という表現を用いたのかもしれないが、この点は明確でない。

(6) 稼得利益の機能としては、①投資家の意思決定の基礎資料として——これは同時に最も収益性の高い企業へ資本を誘導する国民経済的役割も果たす——(Lenkung des Kapitals)②出資者に対する経営者の業績報告として(Rechenschaftslegung)③将来の営業活動の指針として(Steuerung der Geschäftsführung)の三つを挙げている(一一二頁)。これらを一括して業績評価の指標と表現した。

(7) 森田稿「期間利益の分配可能性と尺度性」・二九九—三〇〇頁参照。

三 数量的給付能力維持に必要な 名目資本額の増減

一般的に言って、企業内外に何の変動もなければ、一定の名目資本額は常に一定の数量的給付能力を表わすことになり、名目資本利益は、一定の数量的給付能力の維持を害することなしに、分配することが可能である。と

ころが、企業内外にいろいろな変動が生ずると、名目資本利益のこのような分配可能性は消滅する。そこで、そのような場合に、数量的給付能力を維持してなお分配可能な額——実体利益——を損益計算上の期間利益として計算しようとするのが、従来の損益計算論としての実体資本維持説——実体計算——であるといわれる。これに對して、エンドレスは、実体利益が果して給付能力維持に支障なく分配可能であろうかという疑問を提出する。

さまざまな変動が生ずると、一定の給付能力維持に必要な名目資本額は、変動前に比して増減する。この名目資本の増減分は、名目資本計算における費用計算には反映されない。その結果、名目資本利益の分配可能性が否定されることになる。実体利益がこのような場合に常に分配可能であるとすれば、実体計算における費用額は、常にかかる名目資本額の純増減額だけ名目計算における費用額より増減していなければならぬ筈である。これは、名目資本利益と実体利益との差が、かかる名目資本額の純増減額と一致することでもある。

そこで、エンドレスは、一定の給付能力を維持していく上に必要な名目資本額の増減をもたらず変動要因には

どのようなものがあるか、それらの変動により、名目資本額はどのように増減するか、をまず検討する。次に、そこで得られた結論に基づいて、実体利益の分配可能性を否定し、更に、給付能力維持に支障のない分配可能性の計算方式を示すのである。以下、本節では、前者の問題に関する彼の説明(四三—四七頁)の要点を紹介することにする。

一定の給付能力維持に必要な名目資本額の増減をもたらず最も重要な要素は、価格変動である。価格変動は、外部から購入する財や用役の価格変動——費用価格変動(Aufwandspreisänderung)——と、製品の販売価格の変動——収益価格変動(Ertragspreisänderung)——に分けることができる。また、経営の生産性の変動(Produktivitätsänderung)も、費用価格変動と同様な作用を及ぼす。そこで、まず、一定の給付能力維持を前提とした場合に、これらの変動が必要名目資本額をどのように増減させることになるかを考えてみる。

(一)費用価格変動と名目資本額の増減

外部から購入する財や用役の価格が変動すると、企業が所有する殆どすべての資産の名目金額が変動する。

(イ) 購入材料の価格(単価)が変動すると、材料購入のための前払額、在庫材料の金額、仕掛品や在庫製品に含まれている材料費の金額、売掛金中の材料費回収部分を意味する金額がいずれも材料価格変動額だけ増減する。

(ロ) 賃率が変動すると、仕掛品や在庫製品に含まれている労務費の金額および売掛金中の労務費回収分を意味する金額が増減する。

(ハ) 機械などの償却資産の価格が変動した場合には、機械の金額が増減すると共に、仕掛品や在庫製品に含まれている減価償却費の金額および売掛金中の減価償却費回収分を意味する金額もそれに応じて増減する。

このように費用価格に依存してその金額が決定される資産を、エンドレスは費用依存資産(aufwandsabhängiges Vermögen)と呼ぶが、この費用依存資産の額は、右の説明から明らかな如く、費用価格が上昇すれば増加し、下落すれば減少する。このことは、それに応じて、これらの資産に拘束されている名目資本の額が、それだけ増減することを意味するわけである。

もっとも、ある費用価格変動が生じた場合、それが直ちに当該価格変動に関係のあるすべての費用依存資産の

額を増減させるわけではない。例えば、材料価格の変動が生じた場合、前払金、材料、仕掛品・製品、売掛金の回転期間をそれぞれ一ヶ月とすれば、前払金が新しい材料価格に完全に規制された額に達するのは一ヶ月先であり、在庫材料は二ヶ月先、仕掛品・製品は三ヶ月先、売掛金は四ヶ月先ということになる。更に、機械の価格変動が企業の資産としての機械の価額に影響を及ぼすのは現在の機械の耐用年数が経過して新しい機械が購入された時であり、それが仕掛品や製品ならびに売掛金に影響を及ぼすのは、更に一ヶ月ないし二ヶ月先ということになる(四五頁)。

(ニ) 生産性変動と名目資本額の増減

生産性の変動は、一定の数量的給付能力を保証する費用依存資産の金額に対して、価格変動と同様な影響を及ぼす。生産性が変動するということは、同一数量の給付の生産に必要な費用量(材料の数量、作業時間など)が変ることである。したがって、例えば同一給付の生産に要する材料の量が減少するという形で生産性が上昇すれば、材料の単価に変動のない限り、同一の数量的給付能力を維持するための仕掛品・製品(数量的には同一)に

含まれている材料費の金額が減少することになる。それはまた、売掛金中の材料費の回収部分の金額をも減少させ、更に、材料の必要在庫量を減少させることによって在庫材料の金額をも減少させると共に、材料購入のための前払額をも減少させる。これは、材料の購入単価が下落した場合と全く同じ結果をもたらす。ここから明らかのように、生産性の上昇は、費用価格の下落と同様に、費用依存資産の額を減少させ、これらの資産に拘束されている名目資本の額を減少させる。また、生産性の低下は、費用価格の上昇と同様に、費用依存資産の額を増加させ、これらの資産に拘束される名目資本の額を増加させることになるのである。

(三) 収益価格変動と名目資本額の増減

売掛金の総額は、一定の給付能力を前提とする場合には、収益価格すなわち製品の売価によって規制される。収益価格が上昇すれば、売掛金の総額は増大して、それだけ多額の名目資本を拘束することになり、収益価格が下落すれば、売掛金の総額は減少して、それに拘束される名目資本の額が減少することになる。この場合、費用価格変動や生産性の変動による費用額の変動がないとす

れば、売掛金のうち費用の回収を意味する額——費用依存資産としての売掛金——は不変であり、利益を意味する額——売掛金のこの部分をエンドレスは利益依存資産 (gewinnabhängiges Vermögen) と呼ぶ——のみが増減する。

なお、当然のことであるが、この利益依存資産の額は収益価格変動のない場合、すなわち売掛金総額に変動の

(表1) 価格指数 (変動前を 100 とする)

費用種類	価格指数		
	価格変動 I	価格変動 II	価格変動 III
材料費	140	120	75 ⁵ / ₁₂
賃金	100	200	400
減価償却費	166 ² / ₃	66 ² / ₃	50

(39 頁)

(表3) 価格変動と資産価額⁽⁹⁾ 単位1,000 DM

資産形態	価格変動前	価格変動		
		I	II	III
前払金	40.0	56.0	48.0	30.2
材料	40.0	56.0	48.0	30.2
生産物	50.0	66.7	66.7	66.7
売掛金	60.0	80.0	80.0	80.0
機械	60.0	100.0	40.0	30.0
資産合計	250.0	358.7	282.7	237.0

(51) 財務論的実体資本維持説

(表2) 価格変動が回転資産額に及ぼす作用⁽⁸⁾

費用・利益 収益	回 転 期 間	価格変動前・ の費用利益 収益の額	回 転 資 産 の 額			
			変動前	変動I	変動II	変動III
a	b	c	d	e	f	g
	月	月当たり・単位 1,000 DM	単位 1,000 DM			
回転費用 ⁽⁸⁾			費用依存資産			
材料費		40.0				
前払金中	1		40.0	56.0	48.0	30.2
材料中	1		40.0	56.0	48.0	30.2
生産物中	1		40.0	56.0	48.0	30.2
売掛金中	1		40.0	56.0	48.0	30.2
	4		160.0	224.0	192.0	120.7
賃 金		9.0				
生産物中	1		9.0	9.0	18.0	36.0
売掛金中	1		9.0	9.0	18.0	36.0
	2		18.0	18.0	36.0	72.0
減価償却費		1.0				
機 械中	60		60.0	100.0	40.0	30.0
生産物中	1		1.0	1.7	0.7	0.5
売掛金中	1		1.0	1.7	0.7	0.5
	62		62.0	103.3	41.3	31.0
合 計		50.0				
回転利益 ⁽⁸⁾			240.0	345.3	269.3	223.7
			利益依存資産			
売掛金中	1	10.0	10.0	13.3	13.3	13.3
回転収益 ⁽⁸⁾		60.0				
資産合計			250.0	358.7	282.7	237.0

(44 頁)

ない場合でも、費用額が増加すれば減少し、費用額が減少すれば増加することになる。

以上の事柄を具体的な数値で例示したのが「表2」である。ここでは、「表1」に示すような費用価格変動——生産性変動を含めて考えてもよい——と、いずれの変動の場合にも利益が三・三パーセント増加したことを前提としている。「表3」は「表2」の数値を資産形態別に集計して、その変動を示したものである。なお「表2」「表3」は、価格変動の影響が関係全資産に完全に行き渡った後の状態を示すものであり、価格変動が生じてからそれぞれの資産がかかる状態に達するまでの期間は、前述せる如く、それぞれの資産が価格変動の影響をうける順序ならびに回転期間の長短に応じて異なるのである。

以上は、一定の数量的給付能力維持を前提として、費用・収益の価額変動の場合に、それが企業の資産の額にどのような影響を及ぼすか、したがってまた、企業が必要とする名目資本額にどのような増減をもたらすかを示したものである。次に、エンドレスは、企業の資産額すなわち名目資本額の増減をもたらすもう一つの重要な要

素として、資産の回転期間の変動を挙げる(四五—四六頁)。

(四) 回転期間の変動と名目資本額の増減

同一の数量的給付能力を前提としても、殆どすべての資産についてその回転期間の変動を考えることができる。ある資産の回転期間が長くなれば、同一給付能力を維持するためには、その資産の金額は増大してそれだけ多額の名目資本が拘束され、逆に短くなれば、資産の金額が減少して、拘束される名目資本の額も減少する。エンドレスは、最も簡単な例として、製品を現金販売した場合——売掛金の回転期間ゼロとなる——と、売掛金の回転期間が二ヶ月になった場合に、それが資産額にどのような影響するかを、「表2」と同じ資料——ただし価格変動はなく売掛金の回転期間の変動のみあったと仮定して——で示している。これが次に示す「表4」である。

(8) エンドレスは、企業の資産を、営業過程で循環するものと静止しているものとに二分し、前者を回転資産(Umschlagsvermögen)、後者を静止資産(Ruhendes Vermögen)と呼ぶ。後者に属するのは、土地と投資ぐらゐであり、他はすべて前者に含まれる。回転資産に関して生じた費用・収益・利益が、回転費用(Umschlagsaufwendun-

(53) 財務論的実体資本維持説

(表4) 回転期間の変動が回転資産額に及ぼす作用

	費 収 利	用 益 益	回 転 期 間 変 動 前		回 転 期 間 変 動 後			
					変 動 IV		変 動 V	
			回 転 期 間	回 転 資 産 額	回 転 期 間	回 転 資 産 額	回 転 期 間	回 転 資 産 額
月 当 り 1,000DM	月	1,000DM	月	1,000DM	月	1,000DM		
回転費用	40							
材料費								
前払金		1	40	1	40	1	40	
材料		1	40	1	40	1	40	
生産物	1	40	1	40	1	40		
売掛金	1	40	—	—	2	80		
		4	160	3	120	5	200	
貸 金	9							
生産物		1	9	1	9	1	9	
売掛金		1	9	—	—	2	18	
		2	18	1	9	3	27	
減価償却費	1							
機 械		60	60	60	60	60	60	
生産物		1	1	1	1	1	1	
売掛金		1	1	—	—	2	2	
		62	62	61	61	63	63	
回転利益	10							
売掛金		1	10	—	—	2	20	
回転収益	60							
資産合計			250		190		310	

(46 頁)

gen) 回転収益 (Umschlagserträge) 回転利益 (Umschlagsgewinn) である。これ以外の損益としては、負債損益 (Ergebnis am Fremdkapital) — 債務免除益・外債の為替相場変動損益などがあげられている (二五—二六頁)。

(9) 「表3」は筆者が作成したものである。

四 実体利益の分配可能性と分配可能利益の計算

一定の数量的給付能力を維持する上に必要な名目資本の額は、費用価格変動、生産性変動、収益価格変動、回転期間の変動が生ずると、前節で述べたように増減する。そこで、もし損益計算論としての実体資本維持説が、実体利益を以て、外部から新たな資本を導入せずに一定の給付能力を維持してなお分配可能な額であると考えるのであれば、右のような原因で生じた必要名目資本額の増減が、すべて損益計算の過程で収益から控除される費用額に反映されていなければならないことになる。この点を確かめるには、名目資本利益と実体利益の差額が、右の名目資本増減額に一致するか否かを検討すればよいわけである。

実体利益と名目利益の差は、損益計算における費用評

価基準の相違によって生ずる。エンドレスは、実体計算における費用評価基準を、販売日の再調達価格とみる (五〇頁・五三頁)。したがって、この差額は、取得価格で評価した費用額と販売日の再調達価格で評価した費用額との差として計算される。これは、費用価格変動または生産性の変動が生じた時点で企業が保有している費用性資産の、取得価格に基づく評価額と変動した価格に基づく評価額との差に一致する。何故ならば、名目資本計算においては、変動時に保有されている費用性資産が費用化されると、それは、その取得価格で評価され、実体計算においては、それは販売日の再調達価格で評価されるからである。両者の差額を、エンドレスは、その原因に応じて価格変動損益 (Preisänderungsergebnis)・生産性変動損益 (Produktivitätsänderungsergebnis) と呼ぶ。名目資本計算では、これらの損益が利益に含められ実体計算では利益から除かれることになる。「表1」および「表2」の資料に基づき、価格変動損益——生産性変動損益が含まれている場合も同じである——を計算したものが、「表5」である。この表は、次のことを示している。価格変動時に材料の手持が四万マルクあった。こ

(表5) 価格変動損益の測定

費用	(変動前の)取得価格で評価した物的資産	価格変動損益		
		変動Ⅰ	変動Ⅱ	変動Ⅲ
単位1,000 DM				
材料費				
材料中	40.0	+ 16.0	+ 8.0	- 9.8
生産物中	40.0	+ 16.0	+ 8.0	- 9.8
合計	80.0	+ 32.0	+ 16.0	- 19.6
生産物中の賃金	9.0	-	+ 9.0	+ 27.0
減価償却費				
機械中	60.0	+ 40.0	- 20.0	- 30.0
生産物中	1.0	+ 0.7	- 0.3	- 0.5
合計	61.0	+ 40.7	- 20.3	- 30.5
総計	150.0	+ 72.7	+ 4.7	- 23.1

(40頁)

これが製品となって販売された時、名目資本計算では、この部分の費用は四万マルクと計算される。実体計算ではこれが四〇パーセント上昇した五万六千マルクで計算される。その結果、価格変動利益は一万六千マルクである。このような事情は、生産物中に含まれている材料についても、またその他の費用要素についても同様である。

お、「表5」の価格変動損益は、価格変動時に企業が保有するすべての費用性資産が費用化された時までに生ずる価格変動損益の合計であり、したがって、例えば、「変動Ⅰ」における機械に関する価格変動損益四万マルクは、六ヶ月間（機械の残存回転期間六〇ヶ月プラス生産物の回転期間一ヶ月）に亘り、毎月約七百マルクずつ認識されることになる。

さて、「表5」の価格変動損益を「表2」の資産額の変動と比較してみると、費用性資産の変動額と価格変動損益の額とが完全に一致していることがわかる。⁽¹⁰⁾したがって、価格変動利益を留保すれば、それによって、価格変動によって生じた費用性資産の増加額は賅われることになる（四八頁）。ただし、この例では、価格変動が一度だけ生じたことを前提としているので、費用要素の販売日再調達価格とその実際再調達価格が同じになっている。価格変動が頻繁に生ずれば、両者は一致しない。しかし、費用性資産額の増減を規制するのは実際再調達価格であるから、このような場合には、価格変動利益のみを留保する実体計算では、損益計算の過程で留保した資金によって費用性資産の増加額を賅いという保証は、

得られないことになる(四八頁・五〇頁)。

このように、実体計算における利益は、それを分配しても、価格変動——生産性変動を含む——に原因する費用性資産の増加額を賄うに足る資金を留保することができ、同一給付能力の維持を前提とする場合、価格変動によってその金額が増減するのは、費用性資産に限られるわけではない。前節の説明からも明らかな如く、支払資産(Zahlungsvermögen)——売掛金や前払金——も増減する。売金掛の如くその一部が利益依存資産であるものは、収益価格変動によっても増減する。更にまた資産の回転期間の変動によっても資産額は増減する。しかも、価格変動に原因する支払資産額の増減や、回転期間の変動による資産額の増減は、直接的には損益計算に無関係であり、実体利益と名目資本利益の相違の原因にもならない。したがって、これらの原因による資産額の増加——必要名目資本額の増加——は、実体計算による留保資金によっては賄われ(11)ないことになる。そのほか、数量的給付能力一定を前提としても、土地や投資資産の如き静止資産に拘束される名目資本額が変動することも

(表6) 価格変動損益と価格変動による回転資産の変動額との差

単位 1.000 DM	変動 I	変動 II	変動 III
費用依存回転資産 価格変動後	345.3	269.3	223.7
" 価格変動前	- 240.0	- 240.0	- 240.0
費用依存回転資産の変動額	+ 105.3	+ 29.3	- 16.3
価格変動損益	+ 72.7	+ 4.7	- 23.1
価格変動損益の留保または非補填によって賄われない費用依存資産の変動額	+ 32.7	+ 24.7	+ 6.8
利益依存資産の増加額	+ 3.3	+ 3.3	+ 3.3
価格変動損益の留保または非補填によって賄われない全回転資産の変動額	+ 36.0	+ 28.0	+ 10.1

(49 頁)

ありうるが、これも実体計算では賄われない(五三頁)。

以上によって明らかな如く、実体計算は、数量的給付能力維持を前提とする場合に生ずるさまざまな資産増加額のうち、価格および生産性変動に原因する費用性資産の増加額のみを賄う資金を、損益計算過程で留保しうるにすぎない。それは、資産増加額の一部にすぎず、他の部分は利益留保または外部からの資本導入によって賄わねばならないことになる(表6参照)。かくて、実体利益は、一定の数量的給付能力の維持を前提とした分配可能利益ではない(五三頁)。これが、損益計算論的実体資本維持説に対するエンドレスの結論である。

実体利益の分配可能性を否定するこのようなエンドレスの見解から、われわれは容易に彼の考える分配可能利益なるものを想定することができるであろう。それは、名目資本利益から、右に述べたようないろいろな原因による総資産の純増加額を差引いたもの(または総資産の減少額を加えたもの)である。

しかし、このような額を以て、エンドレスは、それが直ちに分配可能利益であるとはいわない。彼は、分配可

能利益の決定に関係するもう一つの要素として、外部金融(Außenfinanzierung)の増減をあげる。

数量的給付能力維持に必要な資産総額が増加した場合その増加分を賄う資金の源泉は、何も利益に限られるわけではない。増資にせよ、借入にせよ、必要資金を外部から調達する可能性がないわけではない。したがって、たとえ資産総額が増加しても、その全部または一部が増資や借入によってすでに賄われているのであれば分配可能利益はそれだけ増加することになり、また、外部資金の調達が行なわれていなくとも、利益分配時までにはその調達が予定されていれば、これもまた既調達額と同様に、分配可能利益の計算にあたり考慮すべき要素となる。これとは反対に、期中に負債の返済がなされ、あるいは、近く返済が予定されていて、代るべき財源調達の見通しがない場合には、分配可能利益は更にその金額だけ少なくなるのである(五四―五五頁)。

かくて、エンドレスによれば、数量的給付能力維持を前提とする分配可能利益は、次のようにして計算されることになる(五五頁)。

分配可能利益 = 稼得利益 (名目資本利益)

$$\begin{aligned}
 & \text{I} \quad \text{数量的給付能力維持における総資産の増加額} \quad \left(\text{または} + \text{総資産の減少額} \right) \\
 & + \quad \text{外部資金の新規調達済額および新規調達予定額} \quad \left(\text{または} - \text{外部資金の減少済額または減少予定額} \right)
 \end{aligned}$$

この式において、分配可能利益の計算の出発点となる稼得利益は、たとえ貨幣価値の変動があっても、実質利益ではなくて名目資本利益である。この点は、これまでの説明によって容易に理解しうるところであろうが、特に、給付能力維持に必要な総資産の増減がなく、外部からの調達資金の変動もなければ、たとえ貨幣価値の変動があっても、名目資本利益の全部が給付能力を維持して分配可能な額であるという事情を考えあわせれば、明らかどころである。

このようにして算定された分配可能利益に対して、エンドレスは更にその分配可能性に制限を付ける。すなわち、稼得利益が右の分配可能利益より小さければ、稼得利益が分配可能限度額となると考える。限度額としての稼得利益は、名目資本利益と実質利益のいずれか小さ

い方である(一六五頁・一六六頁)。実体利益が分配可能限度額となる理由は、第二節に紹介した彼の資本概念から説明できるが(本稿四五―四六頁参照)、貨幣価値変動時にも名目資本利益を一つの限度額とすべき論拠は明示されていない。恐らく、社会制度上存在する名目資本維持の要求によると解すべきであろう。

(10) この例では、前払金は、材料価格が変動すると差額を受払うことが前定とされている。そうでなければ、前払金についても、価格変動損益が生ずる筈である。

(11) エンドレスは、実体計算の費用評価基準を販売日再調達価格とみている。確かに、このような費用評価基準を主張する実体資本維持説は多いが、実体計算の本来の費用評価基準は、販売日再調達価格ではなく実際再調達価格でなければならぬ。

(12) 実体計算において支払資産の問題をも含めて考えている例として、エンドレスは Kurt Bender, Zur betriebswirtschaftlich richtigen Errechnung der Scheingewinne, Neue Betriebswirtschaft, 1952 をあげているが、この問題を最初に論じたのは、ゲルト・マッハーである(E. Geldmacher, Wirtschaftsuntersuche und Bilanz, 1923・六五頁)。なお、森田稿「損益計算と実体計算」・神戸大学会計学研究室編「利潤会計と計画会計」昭和四三年所収・七八―七九頁参照。

五 財務論的実体資本維持説の意義

以上がエンドレスの分配可能利益論の要点である。同じように給付能力維持を中心概念としながら、従来の損益計算論としての実体資本維持説——実体計算——とは著しく異なるものであることは明瞭である。

さて、われわれは、エンドレスのこのような分配可能利益を、そしてまた彼の実体資本維持説を、どのように評価すべきであろうか。

エンドレスの分配可能利益概念の著しい特徴の一つは外部調達資金の増減をその決定要素に含めている点である。損益計算論としての実体資本維持に慣れて来た考え方からすると、分配可能利益額の算定にこのような要素を含めることは、極めて奇異に感ずるのであるが、実はここにこそ、彼の分配可能利益概念の本質つまり財務的性格が最も顕著に現われているのであり、そしてまた、彼の論理からすれば、当然そうあらねばならないことなのである。彼が分配可能利益算定の基礎として、経営維持——相対的ないし発展的維持ではなく絶対的維持——を選んだのは、他に理由があったにせよ、一応は、これ

を利益分配に与るすべての利害関係者が納得し承認する基準であると説明している。しかしここで意味されている経営維持の承認は、何等かの手段で達成すべき経営目標としての承認であり、損益計算論としての実体資本維持説における如く、経営維持が資本概念の基礎になり利益判定の基準になるということを意味するものではない。利益判定の基準は、エンドレスにおいてはあくまでも実質資本である。したがって、経営維持に必要な追加資金が外部から調達される場合には、それ以上に利益の一部を分配不可能とすることは、利害関係者一般から承認されないことになるのである。これに対して、外部資金調達がなされない場合には、貨幣資本利益(実質利益)の一部が分配不可能利益として留保されることになるがその部分は、実体計算における如く利益性を否定されるのではなく、あくまで利益として留保されるのである。このような事情から明らかな如く、彼の分配可能利益は損益計算上の期間利益ではない。彼は、稼得利益の計算と分配可能利益の計算を結果計算の目的として並列的に掲げているが(第二節参照)、損益計算上の期間利益概念としては、稼得利益があるだけである。分配可能利益

の計算は、この稼得利益のうちどれだけが分配可能であるかを、給付能力維持という一般に承認されうる要請とその他の財務上の諸事情とに基づいて決定する手続であるにすぎない。つまり、分配可能利益の計算は、損益計算の問題としてではなく、純粹に財務の問題(Finanzierungsproblem)として取扱われているのである。このことは、エンドレス自身も認めるところであり(五頁)、ハックスも本書の序文で指摘している。同じように給付能力維持の思考から出発しながら、エンドレスの分配可能利益は、従来の実体資本維持説にみるような明確な資本概念に基づく期間利益概念とは本質的に異なるところの、財務的な分配可能利益を意味するのである。これ、彼の説を財務論的実体資本維持説と呼ぶ所以である。

そもそも、給付能力維持を保証する分配可能利益は、損益計算上の期間利益概念としては成立しえないという認識が、彼の研究の出発点にあったとみることができよう。つまり、そのような利益は、従来の実体資本維持説における如く明確な資本概念を措定してそこから導き出しうる性質のものではないという認識である。そこで彼は、損益計算の対象を稼得利益(貨幣資本利益)の計算

に限定し、実体資本維持・分配可能利益の問題は財務論としてこれを徹底的に追求したものと思われる。彼の研究のこの面での成果は、すでに紹介した如く、極めてユニークなものであり、従来の実体資本維持説において殆ど論ぜられていなかった多くの問題を浮き彫りにした点で、注目に値するものである。そして、これまで損益計算論としてしか論ぜられていなかった、あるいは損益計算論の枠を脱し得なかった実体資本維持説に対立する形で、純粹に財務論としての実体資本維持説の姿を示し、その行くべき方向を指示したものとして、エンドレスの研究は誠に興味深いものである。

それでは、このような財務論的実体資本維持説と従来の損益計算論としての実体資本維持説との関係はどのように考えたらよいのだろうか。前者は後者にとって代りうるもののだろうか。エンドレスは、従来の実体資本維持説は給付能力維持を保証しないものであるとして、強く批判している。実体利益がエンドレスの考えるような分配可能利益でないことは、彼の指摘する通りである。しかしこのことは、実体計算の存在意義を否定すること

になるのだろうか。エンドレス自身は、彼の分配可能利益の計算に含まれる不確実性を理由に、課税や従業員の利益参加など義務としての利益分配 (Gewinnausschüttungs-Verpflichtungen) の基準額としては、実体計算ないしその近以法による利益を、分配可能利益の代替利益 (Ersatzgewinn) として用うべきことを推奨してはいるが (一六七―七八頁)、それは専ら不確実性を理由とするのであるから (七七―七八頁)、確実性が得られればエンドレスは実体計算の存在意義を否定することになる。

この問題は、窮極的には、損益計算における資本概念の対立に帰着する。同じく給付能力維持を出発点としていても、実体計算が実体資本概念・実体利益概念をとるのに対して、財務論的実体資本維持説は、あくまでも貨幣資本概念・貨幣資本利益概念を貫こうとするのである。財務論的実体資本維持説においては、貨幣資本利益がその本質において利益であり、それが経営維持という目標との関連で、財務的に一時留保されるにすぎないと考える。外部資金の調達により、かかる留保の必要がなければ、貨幣資本利益が、配当、課税、その他すべての利益分配の基準額になるのである。貨幣資本利益が分配可能

利益の上限になるもの、それが期間利益として考えられているからにはかならない。したがって、貨幣資本計算が行なわれていれば、そこでの利益のうちだけを留保すべきかを財務的に決定すればよいのであり、他の損益計算、つまり実体計算が入りうる余地はないのである。エンドレスが実体計算の存在意義を否定するのは当然である。これに対して、実体計算は、実体利益のみがその本質において利益であり、たとえ外部資金の調達によりそれ以上の額が給付能力維持に支障なく財務的に分配可能であるとしても、その部分は本質的に利益ではないので分配できないと考えるのである。したがって、財務論的実体維持説が損益計算論としての実体維持説を否定しうるめには、実体資本概念・実体利益概念に対する貨幣資本概念・貨幣資本利益概念の優位を論証しなければならぬことになる。

このようにみても、少なくとも現在の研究段階では、財務論的実体資本維持説が損益計算論としての実体資本維持説の存在を否定しようと考えすることはできない。はじめに述べた如く、損益計算論としての実体資本維持説が給付能力維持に支障のない分配可能利益を求めて考

え出されたものであるとすれば、そこに、エンドレスが指摘するような欠陥が存在することは否定できない。と同時に、実体資本概念は、エンドレスが分配可能利益算定において示した要素のいくつかをとり入れて、なお発展させらるべきでもあろう。しかし、実体資本概念が損益計算上の資本概念である限り、エンドレスが考えるような分配可能利益決定要因のすべてをとり入れて資本概念を形成することは不可能であり、実体利益が財務的分配可能利益に一致することはあり得ないであろう。だがそれにもかかわらず、これらの事情は、損益計算論としての実体資本維持説の存在意義を何等否定するものでは

ないのである。

エンドレスの財務論的実体資本維持説は、実体資本維持研究の新しい一つの方向を打出したものである。それは、必ずしも、従来の損益計算論的実体資本維持論の研究の延長線にあるものではない。しかしそれは、実体計算論の発展にも大いに貢献しうる内容を含んでいると共に、それ自体としても意義をもつものであり、実体計算論と並存して実体資本維持論の全体を構成すべきものとみることができるとであろう。

(一橋大学助教授)